

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和5年11月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300054 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300020 号

第 1　結論

請求者の A 社における請求期間①の標準賞与額を 35 万円、請求期間②の標準賞与額を 51 万円、請求期間③の標準賞与額を 31 万 7,000 円、請求期間④の標準賞与額を 36 万 7,000 円、請求期間⑤の標準賞与額を 35 万 1,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 58 年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成25年12月20日
 ②　平成26年 6 月30日
 ③　平成26年12月25日
 ④　平成27年 6 月25日
 ⑤　平成27年12月25日

私は、A 社から請求期間①から⑤までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3　判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 26 年分及び平成 27 年分の給与所得に対する源泉徴収簿及び請求期間①から⑤までの各期間に係る従業員（請求者を含む。）の賞与の査定額が記載された一覧表（以下「賞与査定一覧表」という。）、B 銀行か

ら提出された請求者に係る流動性預金取引明細表及びC銀行から提出された請求者に係る預金共通月中異動および残高明細表（以下「預金取引明細表」という。）並びに複数の同僚から提出された賞与支払明細書及び賞与明細一覧（以下「同僚賞与明細書」という。）により、請求者は請求期間①から⑤までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿、賞与査定一覧表、預金取引明細表及び同僚賞与明細書により確認又は推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 35 万円、請求期間②は 51 万円、請求期間③は 31 万 7,000 円、請求期間④は 36 万 7,000 円、請求期間⑤は 35 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和 5 年 4 月 20 日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300055 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300021 号

第 1　結論

請求者の A 社における請求期間①の標準賞与額を 30 万 8,000 円、請求期間②の標準賞与額を 44 万円、請求期間③の標準賞与額を 28 万 8,000 円、請求期間④の標準賞与額を 33 万 8,000 円、請求期間⑤の標準賞与額を 28 万 2,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 38 年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成25年12月20日
 ②　平成26年 6 月30日
 ③　平成26年12月25日
 ④　平成27年 6 月25日
 ⑤　平成27年12月25日

私は、A 社から請求期間①から⑤までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3　判断の理由

請求者から提出された請求期間②及び③に係る賞与支払明細書並びに請求期間④及び⑤に係る賞与明細一覧、A 社から提出された請求者に係る平成 26 年分及び平成 27 年分の給与所得に対する源泉徴収簿並びに請求期間①から⑤までの各期間

に係る従業員（請求者を含む。）の賞与の査定額が記載された一覧表（以下「賞与査定一覧表」という。）、B銀行から提出された請求者に係る流動性預金取引明細表、複数の同僚から提出された賞与支払明細書及び賞与明細一覧（以下「同僚賞与明細書」という。）により、請求者は請求期間①から⑤までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書、賞与明細一覧、源泉徴収簿、賞与査定一覧表、流動性預金取引明細表及び同僚賞与明細書により確認又は推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 30 万 8,000 円、請求期間②は 44 万円、請求期間③は 28 万 8,000 円、請求期間④は 33 万 8,000 円、請求期間⑤は 28 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和 5 年 4 月 20 日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300056 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300022 号

第 1　結論

請求者の A 社における請求期間①の標準賞与額を 47 万 5,000 円、請求期間②の標準賞与額を 52 万円、請求期間③の標準賞与額を 33 万 6,000 円、請求期間④の標準賞与額を 37 万 3,000 円、請求期間⑤の標準賞与額を 32 万 3,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 47 年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成25年12月20日
 ②　平成26年 6 月30日
 ③　平成26年12月25日
 ④　平成27年 6 月25日
 ⑤　平成27年12月25日

私は、A 社から請求期間①から⑤までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3　判断の理由

請求者から提出された預金通帳（写し）及び請求期間④に係る賞与明細一覧、A 社から提出された請求者に係る平成 26 年分及び平成 27 年分の給与所得に対する源泉徴収簿及び請求期間①から⑤までの各期間に係る従業員（請求者を含む。）の賞

与の査定額が記載された一覧表（以下「賞与査定一覧表」という。）並びに複数の同僚から提出された賞与支払明細書及び賞与明細一覧（以下「同僚賞与明細書」という。）により、請求者は請求期間①から⑤までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧、預金通帳（写し）、源泉徴収簿、賞与査定一覧表及び同僚賞与明細書により確認又は推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 47 万 5,000 円、請求期間②は 52 万円、請求期間③は 33 万 6,000 円、請求期間④は 37 万 3,000 円、請求期間⑤は 32 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和 5 年 4 月 20 日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300057 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300023 号

第 1　結論

請求者の A 社における請求期間①の標準賞与額を 7 万円、請求期間②の標準賞与額を 22 万 5,000 円、請求期間③の標準賞与額を 18 万円、請求期間④の標準賞与額を 19 万 5,000 円、請求期間⑤の標準賞与額を 21 万 1,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 40 年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成25年12月20日
　　　　　　　　　②　平成26年 6 月30日
　　　　　　　　　③　平成26年12月25日
　　　　　　　　　④　平成27年 6 月25日
　　　　　　　　　⑤　平成27年12月25日

私は、A 社から請求期間①から⑤までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3　判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 26 年分及び平成 27 年分の給与所得に対する源泉徴収簿及び請求期間①から⑤までの各期間に係る従業員（請求者を含む。）

の賞与の査定額が記載された一覧表（以下「賞与査定一覧表」という。）、B銀行から提出された請求者に係る流動性預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された賞与支払明細書及び賞与明細一覧（以下「同僚賞与明細書」という。）により、請求者は請求期間①から⑤までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿、賞与査定一覧表、流動性預金取引明細表及び同僚賞与明細書により確認又は推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は7万円、請求期間②は22万5,000円、請求期間③は18万円、請求期間④は19万5,000円、請求期間⑤は21万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和5年4月20日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300058 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300024 号

第 1　結論

請求者の A 社における請求期間①の標準賞与額を 15 万円、請求期間②の標準賞与額を 20 万 8,000 円、請求期間③の標準賞与額を 21 万 1,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 49 年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成26年12月25日
 ②　平成27年 6 月25日
 ③　平成27年12月25日

私は、A 社から請求期間①、②及び③において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3　判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 26 年分及び平成 27 年分の給与所得に対する源泉徴収簿及び請求期間①、②及び③に係る従業員（請求者を含む。）の賞与の査定額が記載された一覧表（以下「賞与査定一覧表」という。）、B 銀行から提出された請求者に係る流動性預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された賞与支払明細書及び賞与明細一覧（以下「同僚賞与明細書」という。）により、請求者は請求期間①、②及び③において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生

年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿、賞与査定一覧表、流動性預金取引明細表及び同僚賞与明細書により確認又は推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 15 万円、請求期間②は 20 万 8,000 円、請求期間③は 21 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、年金事務所に対して提出（令和 5 年 4 月 20 日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300059 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300025 号

第 1　結論

請求者の A 社における請求期間①の標準賞与額を 16 万 7,000 円、請求期間②の標準賞与額を 16 万 4,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　平成 4 年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成 27 年 6 月 25 日
 ②　平成 27 年 12 月 25 日

私は、A 社から請求期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3　判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 27 年分の給与所得に対する源泉徴収簿及び請求期間①及び②に係る従業員（請求者を含む。）の賞与の査定額が記載された一覧表（以下「賞与査定一覧表」という。）、B 銀行から提出された請求者に係る流動性預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された賞与明細一覧（以下「同僚賞与明細書」という。）により、請求者は請求期間①及び②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿、賞与査定一覧表、流動性預金取引明細表及び同僚賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は16万7,000円、請求期間②は16万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和5年4月20日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300060 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300026 号

第 1　結論

請求者の A 社における請求期間①の標準賞与額を 30 万円、請求期間②の標準賞与額を 45 万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 37 年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成25年12月20日
 ②　平成26年 6 月30日

私は、A 社から請求期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3　判断の理由

請求者から提出された預金通帳（写し）、A 社から提出された請求期間①及び②に係る従業員（請求者を含む。）の賞与の査定額が記載された一覧表（以下「賞与査定一覧表」という。）及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書（以下「同僚賞与明細書」という。）により、請求者は請求期間①及び②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険

料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記預金通帳（写し）、賞与査定一覧表及び同僚賞与明細書により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 30 万円、請求期間②は 45 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和 5 年 4 月 20 日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。